

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十号

公衆浴場法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公衆浴場法施行細則

第一條 この規則中法とは公衆浴場法（昭和二十三年七月十二日法律第三百三十九号）を、省令とは公衆浴場法施行規則（昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十七号）を、條例とは鳥取縣公衆浴場取締條例（昭和二十四年三月十一日鳥取縣條例第十九号）をいう。

第二條 法第二條第二項の規定により許可を受けようとする者は、省令第一條第一項各号に定めるものゝ外次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければなら

昭和二十四年五月二十七日
第二千十四号 金曜日

本書ノ大ニハ國定規格A5ヲ

なす。

一、建物の図面（五百分の一）並びに施設の状況を表した図面

二、公衆浴場の附近（百米以内）の建物を表示したる見取図

三、土地又は建物が他人の所有であるときはその所有者の承諾書

四、療養のために利用せしめる場合はその施設の状況

五、一箇月の利用者の数

六、既設の公衆浴場との距離

第三條 業として公衆浴場を経営する者は入浴者の見易い箇所に法第四條、第五條の事項並びに條例第三條、

第四條の事項を掲載しなければならぬ。

第四條 公衆浴場竣工したときは知事に届け出て検査済証（別記様式第一号）の交付を受けた後でなければならぬ。

らない。江架、修繕の場合も又同様である。
第五條 法第二條の許可を与えたときは別記様式第二号による許可指令書を申請書に交付する。

第六條 規則第二條の届出書は別記様式第三号により知事に提出しなければならない。

第七條 法、省令及びこの規則の規定による申請書並びに届出書は二通作成し公衆浴場の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

湯屋営業取締規則(大正十年鳥取縣令第五号)及び湯屋営業取締規則執行心得(大正十年鳥取縣訓令第二号)はこれを廢止する。

別記様式第一号 縦一五種 横一〇種

第 号

檢 査 済 証

營業者 住所 氏 名

名

何郡何町大字何番地公衆浴場施設(改築、修繕)は右検査済につきこの証を交付する。

年 月 日

知 事 印

別記様式第二号

鳥取縣公保第 号

申請者 住所 氏 名

生年月日

昭和 年 月 日 申請の公衆浴場営業の件次のようにこれを許可する。

一、公衆浴場の名称

二、公衆浴場の所在地

三、公衆浴場の種別

四、その他申請書記載の通り

昭和 年 月 日

鳥 取 縣 知 事 印

添付書類 營業許可申請書を一通

別記様式第三号

公衆浴場法施行規則第二條の規定による届出書

届 出 人 住所氏名及生年月日

届 出 事 項

事 由

公衆浴場の種別

許可指令番号

許可年月日

右の通り申請書記載事項を変更(営業の廃業全部若しくは一部停止)したので公衆浴場法施行規則第二條の規定により届けする。

昭和 年 月 日

届出人 氏 名

添付書類 許可指令書

鳥取縣規則第四十一号

興行場法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

興行場法施行細則

第一條 この規則中法とは興行場法(昭和二十三年七月十二日法律第三百三十七号)を、省令とは興行場法施行規則(昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十九号)をいう。

第二條 法第二條の規定により許可を受けようとするものは省令第一條第一項各号に定めるものの外次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一、建物の配置図及び平面図(平面図には観覽席、通路、休憩室又は休憩場所、喫煙室又は喫煙場所、便所等を表示しその面積及び簡單な状況の説明を記載すること)

二、附近百米以内の見取図

三、興行場を建設しようとする土地又は建物が他人の所有に属するものについてはその所有者の承諾書

四、別に管理者を置く場合はその管理者の承諾書

五、營業開始予定年月日

00425

六、その他参考となるべき事項

第三條 興行場は検査を受け別記様式第一号による検査済証の交付を受けた後でなければこれを使用してはならない。

第四條 知事は興行場営業の許可を与えたときは別記様式第二号による許可指令書を申請者に交付する。

第五條 規則第二條の規定による届出書は別記様式第三号により提出しなければならない。

第六條 営業の全部若しくは一部を停止しているもので再び営業を開始したときは、別記様式第四号による届出書を十日以内に知事に提出しなければならない。

第七條 営業者は管理者をおいたときはその住所氏名及び生年月日を十日以内に知事に届けなければならぬ。

これを変更したときも同様である。

第七條 法、省令若しくはこの規則によつて知事に提出する書類はすべて正副二通とし、その興行場の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第八條 第三條の規定に違反したものは二千円以下の過料を科する。

第九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても前條を適用する。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

興行等取締規則施行細則(昭和十九年鳥取縣令第二十三号)及び興行等取締規則並びに同法施行手続(昭和十九年鳥取縣訓令第十一号)はこれを廃止する。

別記様式第一号 縦一五種 横一〇種

第 号

検査済証

業者住所

氏名

何那何町 大字番地興行場建設(改築、修繕)右検査済

00426

年 月 日

知 事 印

に つ き の 証 を 交 付 す

別記様式第二号

鳥取縣公保第 号

申請者 住所 氏 名

生年月日

昭和 年 月 日 日附申請の興行場営業の件次の

ようにこれを許可する。

一、興行場の名称又は巡回興行劇團の名称

二、興行場の所在地又は興行しようとする場所

三、興行場の種別

四、その他申請書記載の通り

昭和 年 月 日

鳥 取 縣 知 事 印

注 添付書類 営業許可申請書を一通

別記様式第三号

興行場法施行規則第二條の規定による届出書

届 出 人 住所氏名及び生年月日

(法人にあつてはその名称、事務所所在地、代表者住所氏名、生年月月を記載すること)

届出事項

事 由

興行場の種別

許可指令番号

許可年月日

右の通り申請書記載事項を変更(営業の廃業、全部若しくは一部を停止)したので興行場法施行規則第二條の規定によりお届けする。

昭和 年 月 日

届出人 氏 名 印

鳥取縣知事

注 添付書類 廃止のときは許可指令書

別記様式第四号

興行場法施行規則第四條第二項の規定による届出書

届出人 住所氏名生年月日
(法人にあつてはその名称・事務所・
在地、代表者の住所及生年月日)
届出事項 一
(解除 年 月 日を併記すること)

興行場の種別
許可指令番号

右の通り営業場を停止して居りましたが営業場を開始したので興行場法施行規則第四條第二項の規定によりお届けする。

昭和 年 月 日

届出人 氏 名 岡

鳥取縣知事 殿

◇鳥取縣規則第四十二号

旅館業法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

旅館業法施行細則

第一條 この規則中法とは旅館業法(昭和二十三年七月十二日法律第三十八号)を、省令とは旅館業法施行規則(昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十八号)という。

第二條 法第二條第二項の規定により「ホテル」の施設は左の各号の基準によらなければならない。

一、洋風建築であつて洋式構造及び設備を施した洋式客室数十五室以上を有し、洋式客室数が總客室数の三分の一以上であること。

二、客室の有効面積は十三平方メートル以上であること。

三、玄関及び廣間等の公室を有すること。

四、宿泊者名簿に記入をさせることのできる玄関帳場を有すること。

五、客室は冷温、流水設備を有し寝台を備え且鍵をかけることのできるものであること。

六、椅子、卓子式の食堂を有し洋食を提供することのできるものであること。

七、水洗座便式便所を有し共同用のものは男女の区別

のあること。

八、暖房の設備を有すること。

九、使用毎に用水を替える浄水式浴室を有すること。

第三條 法第二條第三項の規定により旅館を分けて普通旅館及び簡易旅館としてその施設は左の各号の基準によらなければならない。

一、普通旅館

1、専用客室数五室以上を有し一客室の廣さを四疊半以上とし且つその平均の廣さが六疊以上であること。

2、客室に押入れ、戸棚、小机等の設備を有すること。

3、定員の設定は各客室の廣さに応じ疊数に比例して定め二疊半につき一人の計算とすること。

4、寝具数は定員数以上の數量を備えること。

二、簡易旅館

1、専用客室数三室以上を有し一客室の廣さが四疊半以上であること。

2、定員の設定の廣さに応じ疊数に比例して定め二疊半につき一人の計算とすること。

第四條 法第二條第四項の規定により下宿の施設は左の基準によらなければならない。

1、専用客室数三室以上を有し一客室の廣さが四疊半以上であること。

2、定員の設定は客室の廣さに応じ疊数に比例して定め二疊につき一人の計算とすること。

第五條 知事が必要があると認めるときは前三條に規定する外これが施設につき特別の事項を命じ又は土地の状況若しくは業種によりしんしゃくすることができ。

第六條 法第三條の規定により許可を受けようとするものは別紙様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

第七條 知事は旅館業の許可を与えたときは別記様式第二号による許可書を申請者に交付する。

第八條 省令第二條の規定による届出書は別記様式第三

号により知事に提出しなければならない。
 営業の全部若しくは一部を停止しているもので再び営業を開始したときは別記様式第四号による届出書を三十日以内に知事に提出しなければならない。

第九條 省令第三條第二項の規定による宿泊者名簿は別記様式第五号によらなければならない。

前項の名簿はその所在地を管轄する保健所長の検印をうけ且つ使用を終つたときは二箇年保存しなければならない。

第十條 営業者は管理者をおいたときはその本籍地、住所氏名及び生年月日を二十日以内に知事に届け出なければならない。

前項の届出を変更したときは又同様である。

第十一條 営業者は次の事項を守らなければならない。

1、旅館の種別を表示した標札は所在地を管轄する保健所長の検印あるものを掲げること。

2、知事の指示する事項。

第十二條 法、省令若しくはこの規則によつて知事に提出する書類は正副二通としその所在を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第十三條 第八條及び第十一條の規定に違反した者は二千元以下の過料を科する。

第十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前條の違反行為をしたときは行為者を罰する外その法人又は人に対しても前條を適用する。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。
 宿屋営業取締規則（昭和二十一年鳥取縣令第二十八号）はこれを廃止する。

別記様式第一号

旅館営業許可申請書

一、本 籍

二、住 所

三、氏名及び年月日

（法人にあつてはその名称事務所所在地、代表者の住所氏名生年月日及び定款又は寄附行為の字）

- 四、営業施設名及び所在地
- 五、営業の種別
- 六、敷地面積
- 七、建物の面積
- 八、客室数及び定員数
- 九、客室の構造
- 十、食堂及び調理場の構造又は日本食、洋食の別
 （該当するものに限る）
- 十一、洗面所、入浴室及び便所の構造
- 十二、痰壺の配置状況
- 十三、寝具の数
- 十四、従業員の数
- 十五、附近五〇米以内の見取図
- 十六、営業用の土地建物が他人の所有にある場合はその所有者の承認書
- 十七、その他参考事項

右のとおり旅館営業の許可を受けたいので旅館業法第三條第一項の規定に基づき関係書類を添えて申請する。

年月日 申請者 氏 名
 鳥取縣知事 殿
 別記様式第二号 縦二六厘 横三五、五厘

旅館営業許可証

本籍 住所 氏名
 年 月 日 生

営業場所 営業種別

昭和二十三年法律第三百三十八号旅館業法第三條の規定により旅館営業を許可する。

鳥 取 縣

別記様式第三号

旅館業法施行細則第一條による届出

- 一、本籍
- 二、住所
- 三、氏名及び生年月日

(法人にあつてはその名称事務所所在地代表者の氏名生年月日を記載すること)

四、届出事項

(変更にあつてはその前後の事項並びにその年月日を停止にあつてはその予定期間を記載すること)

- 五、理由
- 六、許可番号
- 七、許可年月日

右のとおり申請書記載事項を変更(営業の全部若しくは一部を停止営業を廃止)したのでお届けする。

届出人 氏名

鳥取縣知事 殿

添付書類 停止にあつては許可指令書

別記様式第四号

旅館業法施行細則第八條第二項の規定による届書

- 一、本籍
- 二、住所
- 三、氏名及び生年月日

(法人においてはその名称事務所所在地代表者の住所氏名生年月日を記載すること)

四、届出事項

(解除した年月日を併せて記載すること)

- 五、許可番号
- 六、許可年月日

右のとおり営業の停止を解除したのでお届けする。

届出人 氏名

鳥取縣知事 殿

別記様式第五号

表紙

二、内容

宿泊人名簿

到着年月日	退去年月日	職業	住所	氏名	年齢	備考

摘要 備考欄には宿泊者の身振及び団体宿泊の場合はその代表者の氏名とし人員数は備考に記入すればよ

50

告示

鳥取縣告示第二五十八号

年月日第 号(頁字数)

ホテル(普通旅館簡易旅館) 宿泊者名簿

住所

経営者又は管理者 氏名

左記溜池はその公用を廃止する

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

位置 氣高郡大正村大字徳尾字明里二〇七番地

面積 一・二〇坪八合

鳥取縣告示第二五十九号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、国民健康保険を行う村 一、條例制定の認可年月日

氣高郡湖山村 昭和二十四年五月二十三日

岩美郡網代村 同

鳥取縣告示第二六十号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法施行規

則第十四條の規定に基き條例の変更を認可した。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、條例変更の認可年月日
氣高郡神戸村 昭和二十四年五月二十三日

◇鳥取縣告示第二百六十一号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市旗ヶ崎八五七
塚 沢 常 藏

一、建築物の位置 米子市旗ヶ崎八五七

一、同 用途 農業作業場

一、同 構造 木造 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 二九、八平方米
突出する部分 同

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第二百六十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、建築主の住所氏名 米子市尾高町一三一

◇鳥取縣告示第二百六十三号

昭和二十三年七月十二日法律第三百三十七号興行場法第五條昭和二十三年七月十二日法律第三百三十八号旅館業法第七條昭和二十三年七月十二日法律第三百三十九号公衆浴場法第六條昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十四号理容師法第十三條の規定による環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名 氏 名 番号 交付年月日
鳥取縣技術吏員 中永 廣 三一 昭和二十四年
環境衛生監視員 五月一日

◇鳥取縣告示第二百六十四号

次の施設を兒童福祉法第三十五條第二項の規程による兒童福祉施設として昭和二十四年四月一日認可した。

昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

齊 藤 万 治

一、建築物の位置 米子市内町一二六番地

一、同 用途 食料品加工工場

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 五三、〇八平方米
突出する部分 四一、七四同

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

種別 經營主体 施設の名称 施設長 所在地 定員
 施設 私立 光徳天心学園 梶井好治 西伯光徳 十一名
 村小竹字陣 一六九二

鳥取縣告示第二百六十五号

鳥取縣管牧場預託規程を次のように定める。
 昭和二十四年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣管牧場預託規程

第一條 縣は家畜飼養の合理化を図り体型資質の向上を図る爲この規程によつて家畜の預託放牧を行う。
 第二條 預託放牧を行う家畜は牛、馬、緋羊、山羊とする。
 第三條 預託する家畜は次の條件を具備しなければならぬ。
 一、體質が健康で悪癖疾病のないもの。
 二、農業共済保険に加入したもの。
 第四條 家畜を預託放牧しようとする者は毎年五月末日

までに別記様式による預託放牧願を知事に提出しなければならぬ。
 但し場合により期限経過後の出願でも受理することができる。
 第五條 預託出願の家畜に対しては別に定める場所において所定の健康検査を行い可否を決定する。
 預託を受けた家畜に対しては別記様式二の預託証を交付する。
 第六條 前條によつて承認を受けた者は指定の期日まで当該家畜を牧場にひき付けなければならない。
 第七條 預託の期間は毎年六月十五日から十月十五日までとする。
 但し場合によつて期間の変更をすることができる。
 前項の預託期間中に預託解除を受けようとするときは知事の承認を得なければならない。この場合預託解除の承認を受けた者は指定の期日までに預託家畜をひきとらなければならない。
 第八條 預託者において使用料の納付を怠つたときは預

託を解除する。

第九條 使用料は納入告知書によつて納付する。

第十條 使用料は日割計算とする。

第十一條 預託家畜の搬入に要する費用は預託者の負担とする。
 第十二條 預託家畜に預託期間中疾病又は不慮の事故が生じたときは適当な手当をなすもへい死その他の損害に対してはその責を負わぬ。

第十三條 疾病又は事故により多額の治療費を要したときはその実費を徴収する。
 附則
 この規程は公布の日からこれを施行する。

様式一

預託放牧願

名号種類	品種	性	生年月日	血統	産地	飼養者
						住所氏名
						母 父

右鳥取縣管牧場預託規程を遵守し預託放牧致したいので承認されたく御願します。

年 月 日

住所

氏名 (団体名) 印

鳥取縣知事 殿

様式二

預託承認証

名号種類	品種	性	毛色	特徴	生年月日	血統	産地	飼養者	備考
								住所氏名	
								母 父	

右家畜を鳥取縣管牧場預託規程により預託放牧することを承認する

年 月 日

鳥取縣知事 何 某

殿